平成２６年（フ）第８２９４号
東京都江戸川区南小岩５丁目17―10
債務者　松井恵里子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３２４号
埼玉県東松山市松本町２丁目３―50
債務者　正地　一男
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３２５号
埼玉県東松山市旗立台26―21
債務者　上松　雅人
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３４９号
東京都大田区仲池上１丁目16―７―201
債務者　内海　　泉（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３５０号
東京都練馬区石神井台２丁目１―９―102
債務者　齋藤　浩一
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３８６号
東京都杉並区高円寺北１丁目10―13　田島荘
債務者　佐藤　雅久
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９０号
東京都江戸川区西瑞江４丁目５―１―１―806
債務者　畠山　　武
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９６号
東京都江戸川区西葛西６丁目21―５―202
債務者　本間　　桂
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９７号
東京都台東区上野公園17―９　しのばず荘
債務者　森田　祐二
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４０６号
東京都東村山市多摩湖町１丁目３―36
債務者　齊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４０７号
東京都東村山市多摩湖町１丁目３―36
債務者　齊藤　里美
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４１２号
東京都東村山市恩多町５丁目40―１　恩多町５丁目アパート４―509
債務者　吉田智英子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４１６号
東京都足立区関原３丁目３―13―203
債務者　小澤　美恵
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４１７号
埼玉県飯能市本町21―19　ハイツ本町Ｂ―202
債務者　石橋　謙一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４１８号
東京都稲城市向陽台４丁目５―３―207
債務者　黒原　英樹
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４２０号
千葉県船橋市大穴南２丁目４―14　第２メモリーハイツ202
債務者　任　　忠彬
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部